

令和6年度第1回子ども未来局指定管理者審査選定委員会 議事概要

- 1 日 時 令和6年6月26日（水） 10時15分～12時00分
- 2 会 場 本庁舎西会議棟 第5会議室
- 3 出席者 （委 員）相川委員長、瀧委員、遅塚委員、横山委員、安部委員、五島委員
（所管課）子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課
総合療育センターひまわり学園 総務課
（事務局）子ども育成部子ども・青少年政策課
- 4 欠席者 千葉委員
- 5 諮問内容と答申結果
〔諮問内容〕
以下の施設の指定管理者の選考方法案について
（1） さいたま市母子生活支援施設けやき荘
（2） さいたま市さくら草学園他2施設

〔答申結果〕
（1） 指定管理者としての適性を判断するにあたり、くるみん認定や障害者雇用率等の指標を含めることが望ましいことから、応募事業者に関連資料を提出させるほか、それらを審査項目や配点の詳細に明示すべきと考える。
（2） その他については、さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であるとする。
- 6 議事要旨
（1） 委員長の選任および委員長職務代理者の指名について
委員長を互選により選任した後、委員長より委員長職務代理を指名した。

【結果】
前回の子ども未来局指定管理者審査選定委員会開催時にも委員長としての実績があり、弁護士として法人が関係する法令等を遵守し、適正な施設運営を行う能力を有しているかという視点から審査することができるとの理由から、相川委員が選任された。委員長職務代理には、相川委員長から安部委員が指名された。

(2) さいたま市母子生活支援施設けやき荘における指定管理者の選考方法案等について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

単独

② 設置条例名・設置目的

「さいたま市母子生活支援施設条例」

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

【所在地】さいたま市浦和区（非公表）

【規模】敷地面積：639.00㎡、延床面積：984.00㎡

構造：鉄筋コンクリート造 地上3階建て

【主な施設】事務室、母子室、集会室、学習室、洗濯場 ほか

【指定管理者の業務】

○施設の運営に関する業務

- ・施設、附属設備の維持管理
- ・建築設備及び防火設備定期点検
- ・250万円以下の修繕 等

○施設の設置目的を達成するために必要な業務

- ・入所する母子の保護、自立の促進及び生活の支援に関する業務
- ・退所した者についての援助に関する業務
- ・清掃及び鍵の管理等日常的な施設の管理業務
- ・施設及び設備等の維持管理業務
- ・「さいたま市母子緊急一時保護事業」に関する業務
- ・埼玉県から受託する「埼玉県母子緊急一時保護事業」に関する業務
- ・埼玉県男女共同参画推進センターから受託する「埼玉県男女共同参画推進センター一時保護委託事業」に関する業務
- ・その他市長が必要があると認める業務

○その他の業務

- ・各種報告書の提出 など

【申請資格要件】（指定管理者マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。）

- ・社会福祉法に規定する社会福祉法人であること。

- ・埼玉県内で児童福祉施設等の管理運営実績を有すること。

⑥ 選定基準

- 評価項目については「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」第3条第1項各号に定める基準に基づき設定
- 施設の管理にあたり、入所世帯との信頼関係の構築や維持を重視した以下の項目を追加
 - ・入所世帯の事情を理解し、十分な信頼関係の構築に関する提案がされているか
 - ・関係機関など施設外との連携に関する提案がされているか
 - ・十分な経験と実績のある職員配置がされているか

⑦ 利用料金制

- ・利用料金制は導入していない

⑧ 指定管理料 281,357千円（5年間）

⑨ スケジュール（募集期間）

令和6年7月8日（月）～8月9日（金）

【質疑等】

Q 当該施設はいわゆる「措置施設」なのか。他の施設だと利用契約を結ぶものもあると思うが。

A 利用希望者は複数見学などを行い、入所を決めていると聞いており、選択の自由がないものではない。

Q 市外の方も利用も可能か。

A. 可能である。

Q DV 被害者の方等を考慮したときに、物理的なセキュリティについては募集要項、仕様書等に具体的な考え方は示されていないと思うが、どのような整理を行っているか。

またこれは意見であるが、選定基準の中では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ではこれらの選定の1つの、基準に入れるということで地方公共団体に対しても努力義務が課されているため、このあたりは評価項目に入れるべきでないか。

加えて同様の視点で、応募してくる団体の障害者の雇用率についても募集要項に記載があるものの選定基準の評価項目に入れるべきではないかと考える。

物理的なセキュリティについて、回答してもらいたい。

A 物理的なセキュリティについては明記していない。安全性を100%担保できるものではないため、利用を希望される方の状況・危険度に応じて、当該施設がよいのか、もしくはシェルターの方がよいのか都度判断している。現指定管理者では夜間には有人警備を実施しているところである。

Q 収入欄の部分であるが、その他収入は寄附金等を想定しているとのことであるが、R2-R5 平均より微増であることについて見通しはあるのか。

A 毎年安定的に得られる性質のものではないため、ほぼ同程度の金額で計上しており、具体的な見通しがあるわけではない。

Q 事業費は主に食材費と聞きましたが、この金額で不足はないのか。

A 食材費については緊急的に避難された方にのみ提供しており、それ以外の入所世帯はご自身の生活費で用意いただいているため、不足ないと考えている。

Q 入居者の回転率はどのくらいなのか。

A 現在は0世帯。19世帯入居できる施設であるが、平均では5世帯である。

Q 平均5世帯というのは増えているのか減っているのか。

A 減っている状況である。明確な理由はないが、施設の老朽化、居宅設定支援等の充実などが挙げられると考えている。

Q 入居者の居住期間の平均はどの程度か。

A 世帯によってまちまちであるが、およそ2～3年程度である。

Q 選定基準について、資料3ページの3(1)の①「経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行う能力を有しているか」について、客観的な評価基準等はあるか。

A 具体的な評価基準は定めていない。

Q 指定管理料について、その他支出が参考平均額の半分程度であるが、問題ないのか。

A 繰入金を負担しても剰余金が生じている状況であるため、問題ないと考えている。

Q 申請資格要件として設けていた運営実績5年を除外したことによって、参加可能となる事業者がどの程度いるのか想定はあるか。

A 具体的な数は想定できないが、これまで通所施設は除外となっていたが、今回の要件では対象となることから、保育所を運営されている事業者も対象となることから相当数の事業者が新たに対象となると考えている。

Q 現指定管理者の実績点について教えてほしい。実績点については必要だと思うが、加点より減点が少ない基準では現指定管理者に有利になるので望ましくない考える。

A 指定管理者から毎年度実績報告があり、それを市でも評価し、公表している。
その評価点から現指定管理者が応募した場合にはその評価の平均に応じた点数を加点するものである。

【結果】

選考方法案に対して、指定管理者としての適性を判断するにあたり、くるみん認定や障害者雇用率等の指標を含めることが望ましいことから、応募事業者に関連資料を提出させるほか、それらを審査項目や配点の詳細に明示すべきとの意見に対して、全会一致で決定した。

またその他についてはさいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。

(3) さいたま市さくら草学園外2施設における指定管理者の選考方法案等について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

① 募集区分

3施設一括（さくら草学園（1）、杉の子園（1）、はるの園（1））

② 設置条例名・設置目的

「さいたま市さくら草学園条例」

「さいたま市杉の子園条例」

「さいたま市はるの園条例」

1歳から6歳（就学前）までの発達に遅れのある児童に対し、身近な地域で適切な療育を受けられるようにすることを目的とする。

③ 募集方法

公募

④ 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

⑤ 施設概要・業務内容・申請資格要件

I さくら草学園

【所在地】さいたま市浦和区領家1丁目5番16号

※指定期間中にさいたま市浦和区駒場1丁目144番へ移転予定

【規模】延床面積：345.70㎡ 鉄筋コンクリート壁式構造 平屋建て

※移転後：延床面積 649.40㎡

鉄骨造 2階建て（予定）

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、休憩室

ほか ※移転後も同様の施設内容予定

II 杉の子園

【所在地】さいたま市中央区大戸2丁目7番17号

【規模】延床面積466.3㎡ 木造 2階建て

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、倉庫、会議室 ほか

III はるの園

【所在地】さいたま市見沼区春野2丁目3番5号

【規模】延床面積799.35㎡ 鉄筋コンクリート造 2階建て

【主な施設】事務所、訓練・指導室、遊戯室、相談室、厨房、倉庫、医務室、会議室
ほか

【指定管理者の業務】(3施設共通)

○施設運営に関する業務

- ・さいたま市さくら草学園条例に掲げる業務
- ・さいたま市杉の子園条例に掲げる業務
- ・さいたま市はるの園条例に掲げる業務
- ・個別指導に関する業務 等

○施設管理に関する業務

- ・建物、設備の保守管理業務
- ・1件あたり250万円以下の修繕 等

○その他の業務

- ・各種報告書の提出
- ・その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務 等

【申請資格要件】(指定管理者マニュアルに定められている共通の審査資格を除く。)

- ・事業所の所在地が埼玉県内にあること。
- ・児童発達支援センター事業について、5年以上の運営実績のある法人。
- ・特定相談支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援事業について運営実績のある法人。

⑥ 選定基準

○評価項目については「さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例」
第3条第1項各号に定める基準に基づき設定

○サービス向上に向けた取組のうち、以下の項目について配点を高く設定

- ・サービス向上のための具体的提案
- ・他の療育施設との連携を図り、市内療育体制の向上に向けた計画をたてているか

⑦ 利用料金制

- ・利用料金制あり

⑧ 指定管理料 530,769千円(5年間)

⑨ スケジュール(募集期間)

令和6年7月10日(水)～8月13日(火)

【質疑・意見等】

Q 今回募集する3施設について、送迎サービスはあるか。

A さくら草学園とはるの園については送迎サービスあり。杉の子園についてはなし。

Q 募集資料等ではどこで確認できるか。

A 仕様書の27ページに記載している。

◆ 意見：選定基準の中では女性の職業生活における活躍の推進に関する法律ではこれらの選定の1つの、基準に入れるということで地方公共団体に対しても努力義務が課されていますので、このあたりは評価項目に入れるべきでないか。

また同様の視点で、応募してくる団体の障害者の雇用率についても募集要項に記載があるものの選定基準の評価項目に入れるべきではないかと考える。

また現指定管理者の実績評価による加点については、可もなく不可もなくの評価であれば、新規参入希望者と同じ評価となるようにするべきであると考えられるのでこれらは意見として考慮してもらいたい。

Q 人件費について年々上がっているが、この理由は。就労人数の増減等があるのか。

A 就労される方の人数についての増減は見込んでいない。就労される方の給与の増額を見込んで積算している。

Q 選定基準のサービス向上に向けた取組みにおけるサービス向上のための具体的提案については、募集要項や仕様書で示しているのか。

A 個別支援を開始する点や障害福祉サービスとして国が示しているガイドラインなどの趣旨を踏まえて、療育の手法として提案してもらいたいと考えているため、具体的な記載はしていないところである。

Q 選定方法案の⑥選定基準に記載されている「新たに個別指導等」とはどのようなものを想定しているか。

A 移転後のさくら草学園において、作業療法士を配置し、個別指導ができる環境を整備しているところであり、クラス活動等の日常生活において保育士と連携した支援や、食事支援などを想定している。

Q 現在の稼働率はどうなっているか。

A 稼働率について、R5年度実績をお伝えします。

さくら草学園については71%、杉の子園については79.7%、はるの園については86.9%となっている。

Q 稼働率の違いについて、要因はあるのか。

A ハードの違いが要因として大きいと考えている。施設規模が大きいと提供メニューも増え、療育を行う上での枠組みを設けることができるため、稼働率が上がると考えている。

Q 指定管理料の中に、管理経費にその他があるが、これはどのようなものを指すのか。

A 管理経費のその他については、指定管理者への繰入金や、職員等の給食費等が該当する。収入のその他については、利用者から徴収する給食費、実習生の受入に伴う謝礼等が該当。

Q R2-R5 平均額と比較すると管理経費のその他は下がっており、収入のその他は上がっているがこれらはどのような要因なのか。

A 該当する経費を精査した結果である。

Q 選定基準3 (3)職員体制 ① 施設の管理を行うに当たり適切な人員配置について、保育所であれば子どもの人数に応じた保育士配置基準があるが、当該施設には客観的な基準はあるのか。

A 児童発達支援センターについては利用者4人に対して職員1人以上の基準があり、明記はしていないが、仕様書 2 管理の基準の⑧等に包含されている。

◆ 意見：審査する際に適切な基準が示されていないと、判断できないので、審査前に示してもらいたい。

【結果】

選考方法案に対して、指定管理者としての適性を判断するにあたり、くるみん認定や障害者雇用率等の指標を含めることが望ましいことから、応募事業者に関連資料を提出させるほか、それらを審査項目や配点の詳細に明示すべきとの意見に対して、全会一致で決定した。

また、その他についてはさいたま市案のとおり承認することを全会一致で決定した。